

平成 20 年度第 2 回長崎地域福祉有償運送運営協議会

会 議 録

事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。只今から平成 20 年度第 2 回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

まず始めに、杉山会長に御挨拶をいただきます。

会長

皆さんおはようございます。

本日は、平成 20 年度第 2 回目の運営協議会の開催となります。当協議会は、平成 18 年 9 月に設置されまして、これまで 3 つの団体について福祉有償運送についての様々な協議を行ってまいりました。

前回の協議会では、利用料などいったん協議会で合意が整いました事項について変更をするための協議を行いました。協議を行う中で、皆さん、運営協議会で協議を行う事項の基準づくりや、登録がなされた運送者の定期的な報告の必要性について感じられたと思います。

本日は皆様にお集まりいただきまして、協議会で合意してからでないに変更できない事項、あるいは、協議会へ事後報告をするだけで変更できる事項などの基準づくりについてご意見を承っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

本日は、委員数の半数を超える皆様の御出席がございましたので、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第 7 条第 2 項により本日の運営協議会は成立することを御報告申し上げます。

次に、この運営協議会は原則公開となっております。長崎市のホームページにおいて傍聴を募集したところ、2 名の応募があり、来場されておりますので、御了承ください。

また、本日の会議録につきましては、後日、長崎市のホームページにて公開することとなります。

つづいて、本日の配付資料の確認を行います。「平成 20 年度第 2 回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」と国土交通省作成の「福祉有償運送ガイドブック」がお手元にあることを御確認ください。

会長

資料をご覧下さい。目次の次に議題が付いております。まず、議題 1「運営協議会において定める協議事項の内容について」事務局の方から説明をお願いします。

事務局

まず、本日の議題の進行につきましては、5 項目ございますので順番にしたがって協議をお願いしたいと思います。

議題 1「運営協議会において定める協議事項の内容について」ですが、法令等に基づき協議する事項と、法によるしぼりはないものの運営協議会独自に基準を設けて協議する事項とに分ける必要があると思います。

そこではじめに、道路運送法等に基づく協議事項について簡単に御説明させていただきます。資料の P.1 をお開き下さい。ここには、運営協議会で協議を行う内容、それから報告事項を一覧にしたものを掲載しております。

(ア)につきましては、新規登録、更新登録、それから変更登録であります運送の区域を増加する場合という法令等に基づく協議事項ということでございます。

さらにその右隣の(イ)の項目でございますが、これは協議が調ったことを証する書類の中に

記載した内容でございますので協議会において合意を得る必要があるという項目でございます。順番に(イ)の項目を申し上げますと、運送の区域を減少する場合、法人の名称を変更する場合、旅客から収受する対価を変更する場合、特記事項。

この(ア)と(イ)が法令等に基づく協議事項ということでございます。これらについて、法令で定められておりますので、法令等に基づき協議をするということによろしいでしょうか。

会長 只今、事務局のほうから説明がありましたけれども委員の皆様方ここまでのところで質問等ございませんでしょうか。

委員 (なし)

事務局 参考までに資料の P.12 に運営協議会において協議が調ったことを証する書類ということで、平成 20 年 2 月 27 日付けで交付したものを添付しております。

会長 ここまで、ご理解いただけましたようですので、次の説明をお願いします。

事務局 つづきまして、資料 P.1 中ほどの(ウ)の項目をお願いいたします。(ウ)の項目は運営協議会で独自に定める協議事項という項目立てをしております。

登録事項の中で運送しようとする旅客の範囲を拡大する場合は、本協議会で協議をする必要があると提案をしたいと考えております。また、その他必要と認められる事項につきましても本協議会で協議を行うという項目にしたいと思っております。

会長 今、事務局の方から説明がございました。本日の議題の中心となる部分であると考えられます。委員の皆様方のご意見等をお願いいたします。

要するに、運送しようとする旅客の範囲を拡大する場合に前もって協議が必要なのかどうかということです。運送しようとする旅客の範囲というのは、かなり重要な項目になってくるとは思います。いかがでしょうか。あるいは逆に事後報告でも構わないというご意見もあろうかと思っておりますけれども。

A 委員 (ア)の項目、(イ)の項目、(ウ)の項目の項目別に分けた理由は何ですか。

事務局 (ア)の項目は法令に基づいて決められた項目でございます。(イ)が協議会で協議が調ったことを証する書類に記載されている項目でございます。(ウ)は特段協議をしなければならないとの根拠はない事項でございますが、例えば運送しようとする旅客の範囲を拡大した場合は、会員数の増、その会の目的等の変更というものも考えられますのでかなり重要な内容ではないかとの判断のもとで協議して合意を得るという項目立てをしております。

参考までに、P.9 に現在まで登録を行っている 3 団体の内容を書いておりますが、下から 5 番目の所に旅客の範囲ということで記載をしております。ただ、浦上の丘さん、恵人会さんにつきましては、ある程度網羅されております。今後考えられるのは、例えば、ほほえみながさきさんが、対象

事務局 運送の対象は会員に限ります。緊急の場合は別の方法をとっていただくことになるかと思いません。

F 委員 協議すべきだと思います。

委員長 P.9 をご覧下さい。ほほえみながさきさんの場合は対象が身体障害者とせまい範囲になっています。それに対しまして、浦上の丘さん、恵仁会さんは身体障害者、要介護者、要支援者、その他となっています。

問題なのは、その他というのをどういう風に解釈するのかということですが。あらかじめ、このあたりを明確にする必要があるのかもしれないですね。

ただ、少なくとも旅客の範囲については拡大する場合には事前協議が必要であると、皆様合意いただけますでしょうか。これがなくなってしまうと、極端にいいですと誰でもいいですよという話になりかねない。どこかでしぼりを作ったほうがいいのかというふうに思います。

G 委員 今、会長がおっしゃるように問題となるのはその他だと思います。できればはっきりとした範囲を決めていただければいいのかなと思います。

事務局 旅客の範囲ということでいま話があっております。ガイドブックの P.8 のほうに記載されております。(5)旅客の範囲④のところに書いてあるのがその他の内容で、かつ留意事項のところ、「③、④の者を運送の対象とする場合には、運営協議会において運送の対象とすることが適当であることについて確認することが必要です。」ということがございますので、これに従ってまいりたいと思います。

会長 その他とありますが、実はしぼりがあるということで御理解いただきたいと思います。そうしますと、運営協議会において定める協議事項については2つの内容でよろしいですね。

当然、協議事項としたもの以外は報告事項となるかと思えます。それでは、議題2「運営協議会において定める報告事項の内容について」の事務局案の説明をお願いします。

事務局 報告事項につきましては、まず協議会の庶務である長崎市に報告をしていただき、庶務のほうから運営協議会に報告する流れになると思います。庶務、事務局への報告は随時のものと定期的なものがございます。資料 P.1「協議・報告事項一覧」中程の(エ)と(オ)という項目立てをしているところがございます。

庶務随時報告という(エ)の事項ですけれども、法人の住所・代表者の氏名、事務所の名称又は位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数等、運送しようとする旅客の範囲を縮小する場合、それと登録の抹消・業務の廃止が随時報告の項目になっております。軽微な変更につきましてはガイドブックの P.44 に届出書がございますので、この様式に基づいて報告をしていただくというふうに考えております。

次に、庶務への定期報告でございます。定期報告につきましては、会員数(運送の対象)、運行管理・整備管理の体制、事故時の連絡体制、苦情処理体制、運転者、損害賠償措置ということで

安全と旅客の利便に関する項目について変更があった分のみに限り報告をしていただくというふうに考えております。なお、今回これが決定しましたら、初年度につきましては全ての内容で提出をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、定期報告の会員数の報告についてであります。議題3の「運営協議会において定める実績報告書(案)及び身体等状況票(案)について」これと併せて説明をさせていただきたいと思っております。

資料のP.6、P.7をご覧ください。まず、福祉有償運送の実績報告書ということで記載しております。これは、本来5月31日までに運輸支局に提出する実績報告書をそのまま使用しても内容がよく把握できませんので会独自で内容を少し詳細に変更して作っております。参考までに同資料のP.10、P.11に運輸支局あての自家用有償旅客運送輸送実績報告書を掲載しております。

この実績報告書につきましては、半年に1回、年に2回程度提出をお願いするということです。それから、P.7の身体等状況票これは会員に変更があった場合について出させていただきます。旅客の範囲は、単に、障害者だからとか要介護者だからということではなく、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方というふうに規定をされております。

そういうことで本協議会においても、これまで登録の協議をしていただいた時に添付資料としてこうした身体等状況票というものを提出していただいて、その一人一人が、対象となるかということと協議をしていただいたと考えております。

この報告書を定期的に年2回程度提出していただいて、会の中で報告をいたします。そして、その対象者の確認を会ですていただくというふうに考えております。なお、資料のP.5にこれも前回の会議の中で各都市の状況をということでございましたので、調査をいたしました。

会員数について協議事項とせず報告事項とした理由についてですが、会員数の増については特に規定はございません。資料P.5に記載しておりますとおり他都市につきましても会員数の増減につきまして特段の定めがありません。それとほほえみながささんと浦上の丘さんの会員数を調べましたけれども、どの時点でどういうふうに比較をしてやるか、増減率をみてみたりするんですけれども、なかなか把握しづらいところがございます。

そういった内容から報告書の提出を受けて運営協議会で内容について確認をするという事にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

会長

議題2「運営協議会における報告事項の内容について」それと議題3「実績報告書(案)及び身体等状況票(案)について」事務局より提案されましたが、皆様どのようにお考えでしょうか。

まず、資料P.1(エ)と(オ)につきまして随時報告、定期報告の案でございます。その中身につきましても説明がございましたとおり、繰り返しになりますけれども、随時報告の内容は法人の住所・代表者の氏名、事務所の名称又は位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数等、運送しようとする旅客の範囲が縮小する場合。このあたりは随時報告していただくという話ですね。

それに対しまして、定期報告、事務局は年2回ぐらい考えておられると思いますけれども、会員数、運行管理その他(オ)の列に丸がついているものです。いかがでしょうか。事務局案に賛同いただけますでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 それでは、4番目の「運営協議会の開催日について」の議題に移っていきたいと思います。何回ぐらいやるのか、そのあたりについて事務局のほうから提案があると思いますので説明をお願いいたします。

事務局 「運営協議会の開催について」でございますけれども、協議事項それから報告事項がございます。報告事項につきましては先ほど申し上げましたとおり、事務局の方に随時報告と、定期的に報告していただくものがございます。それを、ある程度定期化した協議会に報告することになろうかと思えます。長崎市としては、3登録数がございますので、年1回か年2回が適切かと考えておりますので、ご協議をお願いしたいと思います。

会長 それでは、運営協議会の開催についてのご意見をいただきたいと思えます。
資料のP.5をみますと福岡市で年2回程度、登録数が4、宮崎市は登録数8なんですけれども、年2回程度、鹿児島市では年4回程度、ただしこの場合には登録数が14というふうになっております。いかがでしょうか。

H委員 回数は何回以上というのは決まっているのですか。

会長 決まっておりません。

H委員 こちらで適当に1回でもいいし、2回でもいいということですね。

会長 はい。

I委員 定例であって、また、新たな申請があった場合は特例で開催をするのですか。

事務局 今のところ、定例を決めていただいて、随時開催が必要である場合は会長に諮っていきたいと思えます。

会長 例えば、新しく登録したいという団体がでてきた場合はどういうふうを考えていますか。

事務局 先ほど申し上げましたとおり、いったん決まった年に何回何月に開催するということをホームページ等でお知らせして、それに合わせていただくのが一番よろしいかとは思いますが、諸般の事情でどうしてもということであれば、随時開催する必要があると思えます。

J委員 輸送実績とかそういうものを年に2回報告を出してもらい、年2回協議会を開催する、熊本方式がいいのではないですか。

委員長 他の委員の方がいかがでしょう。もう少し、意見をお聞きしたいのですが。

委員 (意見なし)

委員長 常識的に考えてみても、他都市の事例をみても、2回程度でよろしいですね。

委員 はい。

委員長 それでは、2回程度定期的に開催するというふうにしたいと思います。
開催時期についてはどうでしょう。事務局から案がございますか。

事務局 できましたら、7月と1月を予定していただきたいと思います。5月末までに運輸支局に報告の義務がございますので、それから1、2ヵ月後ぐらいということです。

委員長 7月と1月ですね。よろしいですか。

委員 はい。

委員長 それでは、最後に平成19年度の運送実績について事務局の方から説明をお願いします。

事務局 資料のP.10、P.11にほほえみながさきと浦上の丘福祉支援サービスの実績報告を提出しております。P.5にも会員の状況については別途調査のうえ記載をしているところです。車の数につきましても当初の段階から大きく変わった所はございません。また、運送する旅客の範囲、数につきましても現時点では浦上の丘さんはかなりの数になっておりますが、3月31日時点では19人、イ、ロ、ハとありますけれども、重なっている部分もありますので19人ということになります。事故の発生はありません。運輸支局からの連絡事項もございません。

なお、平成21年度に、この2団体につきましては、更新登録になります。資料P.9、登録の有効期間がほほえみながさきにつきましては、平成21年8月9日まで、浦上の丘につきましては平成21年9月19日までということでございまして、更新の手続きは2ヵ月前ぐらいから可能ということでございますので、来年度更新のための協議をお願いすることになります。以上です。

委員長 これで、本日の運営協議会の議題は全て終了しております。
本協議会の運営につきまして、本日の協議の中で方針が決まりました。今後はこれに沿って運営していくこととなります。

事務局 本日は長時間にわたるご協議ありがとうございました。
次回の開催は、今年度の運送実績報告をうけ来年度の7月を予定いたしております。なお、先ほど御説明しましたとおり更新登録にかかる協議もございますので、よろしく願いいたします。